

## 生活保護法による住宅扶助の認定について

平成 15 年 7 月 31 日

(社援保発第 0731002 号)

(各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて

厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

本日、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 8 条の規定に基づき、別添のとおり、厚生労働省・国土交通省告示第 1 号をもって「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が定められた。

基本方針では、ホームレスに対する生活保護法による保護の実施に関する事項についても定められ、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 8 号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)等について、ホームレス等の被保護者(以下「ホームレス等」という。)に対し居宅生活へ移行するための支援等を行う場所として位置付けたところである。

しかしながら、一部の無料低額宿泊所等では、居室がプライバシーに配慮されていない等利用者の適切な処遇が確保されていない実態にあることから、別途「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を定め、無料低額宿泊所の設備及び運営の適正化を図るとともに、無料低額宿泊所等に起居している場合の住宅扶助の適用について、下記のとおり定め、平成 15 年 11 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、生活保護の適正な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の 1 については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準である。

### 記

#### 1 住宅扶助の取扱いについて

(1) 無料低額宿泊所等の居室が、開口部以外が硬質の壁で区切られていること等プライバシーに配慮されたものであって、1 世帯で使用している場合には、生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)別表第 3 の 2 に規定する厚生労働大臣が別に定める額(以下「基準額」という。)の範囲内で、住宅扶助額を認定して差し支えないこと。

なお、居室を 1 世帯で使用している場合であっても、居室がカーテン等で仕切られたものである場合には、カーテン等がない状態での居室の共用状況に応じて(2)により取り扱うこと。

また、家賃額については、居住者と賃貸人の間で交わされた賃貸借契約書等により確認すること。

(2) 無料低額宿泊所等の居室を共用している場合は、次のとおり取り扱うこと。

ア 居室を共用する者の間で生計の同一が認められる場合

同一世帯として認定し、1 世帯分の住宅扶助額の認定は(1)に準じて取り扱うこと。

なお、家賃額については、同一世帯と認定した世帯員のうちの1人と賃貸人の間で交わされた賃貸借契約書等により確認すること。

イ 居室を共用する者の中で生計の同一が認められない場合

別世帯として認定し、世帯ごとの住宅扶助額を合計した額については、1居室につき1世帯分の基準額の範囲内とする。この場合の世帯ごとの住宅扶助額の認定に当たっては、居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、例えば、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定すること。

なお、住宅扶助額の算定の根拠となる賃貸借契約書等の写しを徴収すること。

(3) 住宅扶助額の認定に当たっては、居住者の建物内における床面積を賃貸借契約書及び実地調査により確認した上、居住実態が上記1の(1)又は(2)のどの項目に該当するかを判断すること。

なお、賃貸借契約書には、居住者の床面積が明確になるよう部屋番号等の記載が必要であり、記載がない場合は居住者から賃貸人に対し、部屋番号等の記載を求めるよう指導すること。

## 2 留意事項

(1) 無料低額宿泊所等に居住しているホームレス等に対する保護費の支払いについては、直接無料低額宿泊所等の事業者を支払うことなく、本人へ確実に保護費が支払われるようにすること。

(2) 福祉事務所等保護の実施機関は、ホームレス等が居住している無料低額宿泊所等を訪問し、適切な処遇が行われているか等生活実態の把握に努めるとともに、居住しているホームレス等に対して、居住上問題が生じた場合には連絡するよう徹底させ、劣悪な状況であると認められるときには、転居指導を行うとともに必要な支援を行うこと。

別添 〔略〕